

<資料>

フランス労働審判所に関する若干の覚え書き

矢 部 恒 夫

労働審判所 (Conseil de prud'hommes) は、フランスの司法制度にあって、行政裁判所とは異なる系統の裁判所組織であり、民事第1審の特別裁判所である。その特徴は、①判事となる者が職業的裁判官ではなく、いったん訴訟が生じるとその当事者となるべき労働者・使用者であること、②こうした判事が選挙により選ばれること、③その選挙は労働者・使用者が選挙人・被選挙人となって実施され、いわばそれぞれの代表者を判事として選出すること、さらに、④すべての労働審判所およびその内部の審理機関（調停、判決、レフェレ）すべてにおいて、労働者・使用者の構成が同数であること、にある。また、⑤調停前置を原則とし調停部で解決に至らない事件のみが判決部に送付されること、⑥労働契約に起因する紛争のみを管轄とすることもまた特徴のひとつである。これらの特徴のうち、①②③はあまりにも特異であり、ヨーロッパでも他に類を見ない。近年の司法制度改革や個別的労働紛争処理機関をめぐる議論の中では、参考資料として一瞥されることはあっても、およそまとまには取り上げられていないように思われる。しかし、労働契約をめぐる紛争解決機関として、職業的裁判官でなく労使双方のいわば代表者による、調停的機能が重視されている労働審判所制度を、何らかの形でわが国に導入することは、有益な変化を労使双方の意識にもたらすものと考える。そこで本稿では、あまり紹介されていないが興味深いいくつかの数字を取り上げることにしたい。

現在の労働審判所は、1806年に設置が認められたリヨンの絹織物業者の紛争を管轄する特別の裁判所が発端ではあるが、その後、他の都市、他の業種に関しても次々と設置が認められていき、20世紀初頭の2つの法律

(1905年と1907年)により、ほぼ現在の制度の骨格ができあがった。その後、第2次大戦後の司法改革、第5共和制発足時の改革を経て、1979年の法律が現行法制度の基盤となっている。もっとも、この1979年法は、当時なおドイツ法の影響下にあったアルザス・ロレーヌ地方については制度の完全実施を見合わせていた。3年後の1982年に、当初の3年ごと半数改選の予定を取りやめ、あらためて1982年法のもと、アルザス・ロレーヌ地方を含めた全国総選挙が実施された。したがって、この年の選挙は、実質的にも形式的にも、その後5年ごとに実施されている改選総選挙のはじまりであった。

労働審判所は、歴史的には工業が盛んな都市を中心に設置されてきたが、時代の進展に伴い、必要度は増しているにもかかわらず設置が見送られることもあった。こうした地理的管轄の空白を解消することが1979年法および1982年法の目的であった。具体的な労働審判所の設置は、デクレにより決定されており、その変遷は表1のとおりである。ここで「本土」とは、コルシカ島を含む22の地方圏 (région), 95の県 (département) に分割されたヨーロッパにある領土を指す。海外の領土については、4つの海外地方圏 (ギアナ, グアドループ, マルティニク, ラ・レユニオン), 4つの海外領土 (ニューカレドニアなど) および2つの特別領土があるが、そのうち労働審判所が設置されているのは、4つの海外地方圏の6つの海外県 (département d'outre mer) とカナダ東部にある1つの特別領土 (サンピエール・ミクロン) のみである。なお、特別領土の労働審判所は、設置デクレおよび労働審判所組織についての刊行物 (*Annuaire des Conseils de prud'hommes ; Annuaire des conseillers prud'hommes*) には明記されているが、司法統計年報 (*Annuaire statistique de la justice*) などには記載がない。本稿では、特にことわらない限り、フランス本土のみを対象としている。

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き

表1 フランス労働審判所設置数の変遷

年度	本土	海外の 県・領土	全体	備考
1979	260	7	267	1979年10月17日デクレ アルザス・ロレーヌ地方分15を除く
1982	275	7	282	1982年9月29日デクレ アルザス・ロレーヌ地方分15を含む
1992	264	7	271	1992年7月9日デクレ 9県11労働審判所廃止

出所：上記各デクレ

- ① Décret n°79-891 du 17 octobre 1979, J.O. Lois et décrets, 1979, p. 2594.
- ② Décret n°82-837 du 29 septembre 1982, J.O. Lois et décrets, 1982, p. 2927.
- ③ Décret n°92-630 du 9 juillet 1992, J.O. Lois et décrets, 1992, p. 9268.

本土の労働審判所264の地方圏ごとの数は表2のとおりである。

表2 地方圏と労働審判所の設置数

地方圏名	労働審判所の数
Alsace	10
Aquitaine	11
Auvergne	8
Basse-Normandie	10
Bourgogne	10
Bretagne	12
Centre	13
Champagne-Ardenne	9
Corse	2
Franche-Comté	8
Haute-Normandie	9
Ile-de-France	20
Languedoc-Roussillon	11
Limousin	4
Lorraine	14
Midi-Pyrénées	14
Nord-Pas-de-Calais	21
Pays de la Loire	9
Picardie	13
Poitou-Charentes	9
Provence-Alpes-Côte d'Azur	19
Rhone-Alpes	28

出所：表1の③

なお、労働審判所は、民事通常第1審裁判所である大審裁判所 (Tribunal de Grande Instance) の管轄区域に少なくとも1つを設置するものと定められている。175の大審裁判所のうち110は、その管轄区域の労働審判所は1つのみである。他の65の管轄区域では複数の労働審判所が設置されており、2つが49、3つが12あるほか、4つが2、5つおよび7つが各1ある。しかし、このような設置数は、人口や事件数を反映してのものとは言えない。後に見るように、こうした点の配慮は労働審判所の判事定数により対応している。たとえば、パリの労働審判所は1つしかないが、1992年以降、判事総数は労使合計で720名、内訳は、工業部128名、商業部288名、農業部12名、その他職業部136名、幹部職員部156名である。

労働審判所は第1審として労働契約紛争を審理する司法機関であるが、その控訴については、労働事件を扱う特別の控訴裁判所ではなく、通常の控訴院 (Cour d'Appel) がその任に当たる。控訴院は30カ所に設けられており、それぞれに分属する労働審判所の数は表3のとおりである。

表3. 控訴院と労働審判所の管内設置数

控訴院名	労働審判所の数	控訴院名	労働審判所の数
Agen	5	Lyon	11
Aix-en-Provence	14	Metz	5
Amiens	13	Montpellier	11
Angers	5	Nancy	9
Bastia	2	Nîmes	8
Besançon	8	Orléans	5
Bordeaux	6	Paris	12
Bourges	5	Pau	6
Caen	10	Poitiers	9
Chambéry	7	Reims	7
Colmar	10	Rennes	14
Dijon	9	Riom	9
Douai	21	Rouen	9
Grenoble	10	Toulouse	7
Limoges	4	Versailles	14

出所：表1の③

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き

労働審判所の内部構成は、判事の選挙区分と同じく事案の処理も専門部に分かれている。工業、商業、農業、その他、幹部職員の5部制となっている。このうち工業は、労働審判所の歴史とともに存在するが、商業は1907年から、農業は1932年から、そして1979年からはその他の職業分類すべてを取り扱う専門部が設置され、上記の地理的管轄とともに事項管轄にも空白がなくなった。なお、あわせて設置された幹部職員の専門部は労働者の職階の一部のみを対象とし、職業分類とは異なる基準によるものである。もっとも、すべての労働審判所が5部制をとるものとされたのであるが、農業部門に関しては、事件の絶対数も少なく、また、上記のごとく大審裁判所の管轄区域に複数設置されている場合もあることから、1987年から、大審裁判所の管轄区域に少なくとも1つという原則のもと、農業部を設置する労働審判所は175にとどまり、他のすべての労働審判所で農業部は廃止され現在にいたっている。

労働審判所ごとの判事の定数もまたデクレにより定められている。1979年は、海外を含めすべての労働審判所において、各専門部の定数は、最少でも労使各4名の8名とされていた。したがって、1つの労働審判所全体では、5部構成であるから、総員40名の労使判事が選出され訴訟に関与していたことになる。もっとも、これは最低基準であって、パリは別格としても、最低基準を超える判事数の労働審判所がおよそ6割であった。その内訳は表4のとおりである。なお、必要に応じて判事の数を増やすときは、2名、4名、6名というように偶数で増やしている。

1982年からは、最低各3名の部を認めるとともに、他の部でも各5名、7名というように奇数の定数も定められている。なお、海外の特別領土にある労働審判所のみは、5部とも各2名、合計20名の判事数となって現在に至っている。ここを除くと最少の判事定数を定める労働審判所は、1982年で34名、1987年からは28名となっているほか、他の労働審判所もそれぞれの事情で増減が見られる。規模の大きい方では、別格のパリが1992年で720名とやや減少しているが、判事総数が100名以上の労働審判所の数は、

1979年当時の3つから18に増えている。表5は判事数別の労働審判所の数で、100名未満は10名ごとの区分で示している。なお、「*」はパリ近郊の労働審判所であることを示している。

表4 1979年の判事数別の労働審判所数

判事の総数(労使合計)	労働審判所の数	判事の総数(労使合計)	労働審判所の数
776	1 パリ	68	4
116	1 マルセイユ	64	4
100	1 リヨン	60	3
92	1	56	16
88	3	52	20
84	1	48	28
80	1	44	52
76	8	40	108
72	8		

出所：1979年デクレ

Décret n°79-892 du 17 octobre 1979, J.O. Lois et décrets, 1979, p. 2594.

表5 判事数別の労働審判所の数

判事の総数(労使合計)	労働審判所
720	1 パリ
214	1 マルセイユ
204	1 リヨン
170	2 ボビニー(*), ナンテール(*)
150	1 ポルドー
140	1 トゥールーズ
138	1 クレテイユ(*)
112	4 ゲルノーブル, リール, モンペリエ, ニース
110	1 トゥーロン
106	3 ブーローニュ・ビヤンクール(*), ナント, ルーアン
104	2 メツ, ストラスブル
90以上	5
80以上	11
70以上	5
60以上	18
50以上	30
40以上	96
28以上	81

出所：1992年デクレ

Décret n°92-629 du 9 juillet 1992, J.O. Lois et décrets, 1992, p. 9260.

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き

こうした労働審判所判事定数の変遷を全体として眺めると、表6のとおり、職業裁判官だけで構成することなどとてもできない規模になっている。すでに述べたように、アルザス・ローヌ地方の15審判所の数は、1979年は算入されておらず、1982年から算入されている。1987年は農業部が100審判所で廃止されたことによる定数減が他の部での定数増加を吸収している。1992年は11審判所が廃止され全体として減少が見られるが、幹部部のみ顕著に増加し、それを吸収している。なお、1997年選挙時に定数の変更はなかったので、1992年と同じである。

表6 各年度選挙時の専門部ごとの判事定数（労使合算）の変遷

年度	審判所	工業	商業	農業	その他	幹部	全 体
1979	260	3788	2896	2104	2220	2284	13292
1982	275	4370	3444	1950	2490	2476	14730
1987	275	4402	3640	1380	2524	2548	14494
1992	264	3758	2830	1354	2510	2806	14258
1997	264	3758	2830	1354	2510	2806	14258

出所：上記各デクレ

- ① Décret n°79-892 du 17 octobre 1979, J.O. Lois et décrets, 1979, p. 2594.
- ② Décret n°82-838 du 29 septembre 1982, J.O. Lois et décrets, 1982, p. 2928.
- ③ Décret n°87-674 du 17 aout 1987, J.O. Lois et décrets, 1987, p. 9500.
- ④ Décret n°92-629 du 9 juillet 1992, J.O. Lois et décrets, 1992, p. 9260.

労働審判所の判事は労使それぞれの選挙区分で、選挙人登録された労働者・使用者による5年ごとの総選挙で選出されていることが特徴である。棄権率の増加が懸念されているとはいえ、5年ごとに全国規模で、労働組合、使用者団体をはじめ、政府もマスコミも話題として取り上げるこの制度は、労使双方および国民全体にとっても労使関係や裁判制度について考える機会を与えており、学ぶべきところの多い制度である。フランスの労働者には、事業場・企業単位の従業員代表や企業委員会委員に関する選挙とともに、自らに関係する機関の構成員を選出することを通して、その機関そのものを知る機会が与えられていることになる。表7に1997年総選挙における登録された選挙人の数をあげる。なお、一部の幹部職員は契

約上は労働者であっても、労働審判所選挙に関しては使用者としての扱いを受けている。

表7 1997年総選挙における登録選挙人の数

	労働者選挙人	使用者選挙人
工 業 部	4,193,055	138,353
商 業 部	4,465,452	265,824
農 業 部	553,244	62,839
その他の職業部	3,704,831	359,262
幹 部 職 員 部	1,742,189	93,243
全 体	14,568,771	919,521

出所：Liaisons sociales, législation sociale, n°7777 du 23 décembre 1997.

最後に、表8で、労働審判所と人口（1999年調査）および新規受理事件数（1999年度）との関係を、人口および事件数の上位について概観しておこう。

表8 労働審判所と人口および新規受理事件数との関係

順位	人 口 (管轄内)	新規受理事件数
1	パリ	パリ
2	ボビニー	ボビニー
3	リヨン	リヨン
4	ボルドー	クレティユ
5	クレティユ	ナンテール
6	マルセイユ	マルセイユ
7	トゥールーズ	ボルドー
8	ナント	トゥールーズ
9	ナンテール	ブローニュ・ビヤンクール
10	ブローニュ・ビヤンクール	ニース

出所：Annuaire statistique de la justice 2001.

参考文献

Annuaire des Conseils de prud'hommes 1991, Documentation française, 1991.

Annuaire des conseillers prud'hommes 1998, Documentation française, 1999.

Elections prud'homales 9 decembre 1992, Documentation française, 1993.

Annuaire statistique de la justice 2001, Documentation française, 2001.

VILLEBRUN et QUETANT, Traité de la juridiction prud'homale, 3e éd., L.G.D.J., 1998.

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き

VINCENT et al, *Institutions judiciaires*, 5e éd., Précis DALLOZ, 1999.

李鋐『解雇紛争解決の法理』信山社, 2000年

笠井之彦「フランスにおける非職業的裁判官等の関与する裁判制度について」判例

時報1705号, 2000年

矢部恒夫「フランスにおける労働審判所法」修道法学16巻2号, 1994年

矢部恒夫「フランス・ナント労働審判所について」修道法学19巻1号, 1996年